

番 号	(17)-7	名 称	下田公園テニスコート	分 類	屋外スポーツ施設
-----	--------	-----	------------	-----	----------

## 【施設概要】

所在地	向山南5番128(下田公園敷地内)						
所 管 課	社会教育・体育課						
設置根拠法令	おいらせ町公園条例						
管理運営形態	直営	指定管理者名	—				
土 地	所有形態	町	敷地面積	1,442 m <sup>2</sup>			
	所有形態	町	延床面積	1,442 m <sup>2</sup>			
	築年月	H 2 年 3 月	1990 年				
	処分制限期間	30 年	経過年数	33 年			
施 設	構造						
	地上	1 階	避難所指定	広域避難場所	アスベスト対応		無し
	地下	- 階	PCB対応	無し	バリアフリー対応	非対応	
	収容人員	- 人	貸出可能単位数	- 単位			

## 【利用状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用人数(人)	297	334	308	0	0
年間開場日数(日)	244	244	244	0	0
利用単位数(単位)	-	-	-	-	-
開場日あたり平均利用人数(人/日)	1	1	1	0	0
稼働率(%)	0	0	0	0	0

## 【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収 入	施設使用料・手数料	33	50	41	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	33	50	41	0	0
支 出	光熱水費	0	0	0	0	0
	修繕費	0	14	0	0	0
	委託料	2,224	2,224	2,224	2,759	2,728
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0	0
	その他	17	0	0	0	0
	合計	2,241	2,238	2,224	2,759	2,728
収 支	△ 2,208	△ 2,188	△ 2,183	△ 2,759	△ 2,728	

## 【コスト状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者あたり(円/人)	7,434	6,551	7,088		
床面積あたり(円/m <sup>2</sup> )	1,531	1,517	1,514	1,913	1,892
開場日あたり(円/日)	9,049	8,967	8,947		
人口あたり(円/人)	87	87	86	109	108

【施設の状態】

ハードコート	フェンス	—	—	—	—	—	—
D	C	—	—	—	—	—	—

劣化状況の概要

- コート面(ハード)の平坦性が損なわれているとともに広範囲にひび割れが見られ、安全上著しい支障が生じている。
- 入口ネットフェンスの発錆及び腐食が多数見られる。

【評価基準】

評価	基準
A	概ね良好な状態。
B	劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 施設の耐久性に影響を与えている状態。 修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 法令点検で不適格の状態。

【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	旧下田町唯一の施設であったが、完成後33年経過し、経年劣化によりコートの平坦性が損なわれているとともに、表面に多数のクラックが発生しており、事故やけがの恐れがあるため、緊急措置として令和2年度から使用禁止としている。		
管理方針	統合	維持管理経費削減のため、令和6年度に、下田公園テニスコートを廃止し、その機能をいちょう公園テニスコートの1箇所を集約する。	
方針の考え方	使用禁止とした令和2年度以後、修繕または廃止について利用状況や維持管理経費を検討した結果、維持管理経費の平均年額が下田公園テニスコートは2,224千円、いちょう公園テニスコートは675千円、合計2,599千円を支出しているが、下田公園テニスコートをいちょう公園テニスコートに集約することで下田公園テニスコートの維持管理経費平均年額2,224千円の削減ができ、これまでどおりのいちょう公園テニスコートの維持管理経費平均年額675千円で機能を確保が可能であることから、本施設を廃止することとした。		
処分制限期間	30年(令和1年度まで)	目標使用年数	35年(令和6年度まで)
計画期間	8年(平成29年度から令和6年度まで)		
期間設定の考え方	いちょう公園テニスコートに統合し、本施設を廃止するまでの期間とした。		



※経費状況における注意事項

- 管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- 管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。